

平成 2 2 年 6 月 1 日

平成 2 2 年第 2 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成22年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成22年6月1日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 豊 国 秀 行
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 2 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 兼特命対策課担当事 中 村 光 延
企 画 部 長 笠 間 光 弘	総 括 理 事 白 井 保 二
住 民 福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	都 市 整 備 部 長 松 永 英 三
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長 古 谷 清	企 画 部 理 事 兼人権推進課長 谷 下 泰 久
住 民 福 祉 部 理 事 兼子育て支援課長 南 康 明	住 民 福 祉 部 理 事 兼保険年金課長 岡 本 茂
都 市 整 備 部 理 事 入 口 博 行	都 市 整 備 部 上下水道担当事 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁	特 命 対 策 課 長 (行政改革担当兼収納担当) 古 橋 重 和
総 務 部 総 務 課 長 中 田 道 徳	総 務 部 危 機 管 理 監 兼危機管理課長 亀 崎 義 夫

企画部企画政策課長 早野清隆

企画部秘書人事課長 保井太郎

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 辻下一博

議会議務局副理事 大山鐵男

○会 期

平成22年6月1日から18日（18日間）

○会議録署名議員

15番 竹内邦博

1番 川端啓子

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	諸般の報告
日程4	一般質問

(午前10時00分 開会)

○岡本重樹議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成22年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分でございます。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○岡本重樹議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名をいたします。15番竹内邦博君、1番川端啓子君、以上の2名の方をお願いいたします。

○岡本重樹議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月1日から18日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月1日から18日までの18日間と決定しました。

○岡本重樹議長 日程3、「諸般の報告」を行います。

過日、5月3日の憲法記念日に大阪府知事から地方自治功労者表彰を受けられました谷本 貢君の伝達式を行います。

谷本 貢君、演台の前にお越しくください。

表彰状

谷本 貢様

多年地方自治の振興に尽力され、その功績顕著でありますので、表彰します。

平成22年5月3日

大阪府知事 橋下 徹

以上でございます。（拍手）

引き続きまして、町長から感謝状の贈呈があります。

谷本 貢君、田代町長は演台の前にお越しく下さい。

○田代町長

感謝状

谷本 貢様

あなたは多年にわたり岬町自治の振興、発展に貢献されましたので、深く感謝の意を表します。

平成22年6月1日

大阪府泉南郡岬町長 田代 堯

おめでとうございます。（拍手）

○岡本重樹議長 ただいま表彰状並びに感謝状の贈呈が終わりましたが、谷本 貢君から謝辞を述べたいとのことですので、これを許可します。

○谷本 貢議員 貴重な時間をおかりいたしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび大阪府知事から地方自治功労者表彰をいただき、まことに感激にたえない次第であります。これもひとえに議員の皆様、理事者各位並びに関係各位の格別のご指導、ご鞭撻のたまものと心より御礼申し上げます。

顧みますと、各位のご支援、ご協力により議会内の役職も多く経験させていただきましたが、これらは私一人の力ではなく、同僚議員各位のお力によるものと深く感謝の意を表すものであります。

さて、地方自治を取り巻く状況は大きく変化しております。長引く不況による財政危機の克服、地域の活性化など、議員として我々が取り組むべき課題も多くあります。

もとより微力な私ではありますが、この表彰を機に、より一層の地方自治の振興と岬町の発展のために邁進していく所存であります。今後とも変わらませずご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○岡本重樹議長 谷本 貢君におかれましては、多年にわたり本当にご苦労さまでした。今後ともよろしく願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○岡本重樹議長 それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 おはようございます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

岡本議長を初め議員皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のことと心よりお喜びを申し上げます。本日はまた、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙にもかかわらず、このようにご出席を賜りまして、心より厚く御礼を申し上げます。

6月は環境月間でございます。私たちのまちでは、住民の皆様が主体になってさまざまな環境にかかわる活動が行われております。特に長松自然海浜は、美しい海辺の景観美を守ろうと住民の皆様が愛着を持って、行政もバックアップしながら住民と行政の協働による美化活動が行われております。現在、長松自然海浜の町道が土砂崩れによって通行どめになっておりますが、現在、復旧に向けて最大限の努力を行っております。完全復旧にはかなりの時間を要することになる見込みですが、関係機関と協議を行っている最中ですので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願いする次第であります。

今後も職員一同、住民の皆様と協働して、このまちで暮らす住民の愛着の心を大切に温かみのある行政を進めてまいりたいと思っておりますので、議会の皆様のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今定例会にご提案を申し上げます議案等でございますが、平成21年度岬町一般会計補正予算（第9次）ほか専決処分の承認を求める件4件、平成22年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件のほか補正予算の件6件、新たに生じた土地の確認の件のほか事件案件1件、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件のほか条例の一部改正4件、監査委員の選任について同意を求める件のほか人事案件4件、平成21年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算報告書の件1件でございます。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡本重樹議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○岡本重樹議長 日程4、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、平成22年6月議会の一般質問をさせていただきます。

昭和55年当時、国の第9次港湾計画において深日港大開発案が進んでいたのですが、淡路からの船舶の航路が廃止となり、深日港沖合の防波堤事業も途中で中止となり、この事業も進んでいない状況であります。

この計画を復活させるためには、洲本経由フェリーの再開であります。かつて深日港は、観光客はもちろん貨物などのいろいろな船舶が行き来し、深日港は岬町の海の玄関口であり、この玄関口を再開しなくては岬町の発展と地域の繁栄につながらないのではないかと。特に住民からの声であります。

岬町の発展のために、洲本にこだわらず淡路島の港と海上交通の再開に向けて努力する準備はあるのか、担当部局に答弁を願います。

○岡本重樹議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 和田勝弘議員のご質問にお答えいたします。

昭和の時代から平成にかけて、たくさんの人々の交流がございました洲本港と深日港は今、お互いに当時のにぎわいはなく、洲本港と深日港を往復しておりました高速艇は平成11年に航路全廃になりました。その後、大阪湾フェリーは泉佐野港から津名港に向けての便が就航されておりましたが、この便も約3年前、平成19年に廃止となりました。

現在の淡路島は洲本市、それから町村合併を経まして淡路市、南あわじ市の3市となっております。かつて交流がございました津名町は、今現在淡路市というふうになっております。

平成7年の阪神・淡路大震災から15年を経過いたしまして、今後東南海地震がいつ起こるか分からない状況の中でございます。淡路市との交流を初め、大阪府、兵庫県を巻き込んだ取り組みがぜひとも必要であると考えております。田代町長を先頭にしまして、淡路市との接点を見出しまして船舶が航行を再開できる手法を考えたいと、現地での取材、それから調査をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 担当部局の答弁はわかりましたけれども、今後どういう方法で岬町が動いていくのか、既にどこかの市に向けてコンタクトはとっているのか、この答弁を願います。

○岡本重樹議長 理事者の答弁を求めます。

企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 ことし5月、先月でございますけれども、淡路市との連携を図るために淡路市の市の企画部とのコンタクトを既にスタートさせております。淡路市長も岬町長とぜひとも会見したいというふうな回答をいただいておりますけれども、議会中でございますので、議会終了後、またもう一度コンタクトをとり直したいというふうに思っております。

現況と問題点を確認する作業を今後推進していく中で、再開できるかどうかを研究していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 担当部局の考えと思いはわかりました。

次に、田代町長にお聞きします。

第二阪和国道の淡輪までの供用開始が始まったら交通アクセスが活発化していくと考えますが、その場合、深日港の活用が図られるのではないかと。その点を中心に田代町長に回答をお聞きしたい。

○岡本重樹議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 洲本経由フェリーの再開に向けての質問について、ただいま担当部長のほうから経過の説明があったと思いますが、現在、淡路市のほうにお話を進めたく、一度淡路市の市長さんと意見交換をしたいという思いで今話を続けております。

この問題については、もう議員諸氏もご存じのとおり、特に当然質問されておられる和田先生も、このことについては第9次港湾計画がなぜ進まないかということについて執拗に問題提起をされたことを私も記憶いたしております。

深日港はかつてにぎわいがあった、海からの玄関口として、この岬町の深日を中心に岬町が活性化、栄えた時代がございました。それに比べますと、現在は火も消えて、海からの玄関口というよりも、岬町そのものが元気がなくなってきたなという思いもあります。そういう中で、私も深日港整備については町長に就任させてもらって以来、早速、淡路市の関係の方々にお会いして、そしてこの問題の突破口をつくりたいという思いで頑張っております。

そこで、議員ご承知のとおり、年間大体自動車で平均当時は20万台ぐらいから30万台にかけて、かなりの台数が深日から淡路へよく物流、または旅客として、客船として動いていたというものがああります。そのときの岬町の深日港から淡路へ渡る方々は、大体80万人ぐらいの方が行き交いをしておったというデータが出ております。

それから、特に平成7年の1月、あの阪神・淡路大震災が起きた際にどのような状況だったかということをおし時間をおかりして申し上げますと、当時は私の記憶では、大阪よりの淡輪の田身輪橋、あの辺までずっと車の列が半年ぐらい続いた記憶があります。いわば、船に乗るために今の日本工機さんの駐車場をお借りして、毎日終夜運航しながらでも、それほど淡路を渡って徳島、そして九州へという海上からのアクセスとしての働きがあった。その平成7年、8年のときの状況を見ますと、約36万台の車が行き交いをし、旅客としては大体112万9,000人というデータが細かく出ておりますけれども、100万前後の人数が行き交いをしました。それほど深日港のフェリーは大震災のときに相当力を発揮したという思いであります。

昔から、万が一国道が寸断されたら岬町は陸の孤島になってしまうという思いで、議会の先生方もかなり厳しく行政のほうに深日港をなくしたらいかんという思いの発言もあったかと思っております。

現在、火の消えた深日港を何とかしなければいけないということから、私としては再度、これは難題ですけれども、私はもう一度深日と淡路との海からのアクセス、そして土採り跡地を私どもは今後整備をしていく中で、物流港として、また商港として何とか整備を進めたい、そういう思いでございますので、ひとつご理解を賜り、またご協力もお願いしたいという思いであります。

それから、第二阪和との関係につきましては、第二阪和が来年3月末をもって淡輪ランプが供用開始になる予定であります。もちろんそれが開通し、さらに深日のランプができ上がりますと、深日からは即深日港を利用するそういった陸・海の陸上アクセス、海上アクセスがつながれば、岬町にとっては陸の孤島にならないという思いであります。

以上です。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の考えと思いはわかりましたが、今後の対策についてどういう考えがあるのか、もう一度答弁を願いたい。

○岡本重樹議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

今後の対策ですが、まだ手探りの状況でございますので、確たる答弁になるかはわかりませんが、まず私の考え方といたしましては、深日港の整備の前に淡路市の関係者と一度お会いして、もう一度お互いに深日・淡路連絡船の再開をしませんかと、それによって、相手さんがあることですが、お話が進めば、大阪府知事と会ってこの問題を提起してまいりたい。

それから、府はもちろんですけれども、国のほうに再度、路線が廃止されておりますので、路

線の再開、それから船会社、そういったところに汗をかいて私みずからが動いて頑張ってもらいたいとこのように思っております。

しかし、これは大きな難題でございますので、できれば議会の皆さん方にも議会活動として陳情をしていただくなりいろいろご協力をしてもらって、今は、明石大橋ができて車での輸送が主流になっておりますけれども、今後はできるだけ、お互いに補助制度というものを見つけ出して、双方が補助を出しながら今後そういった復興に向けられたらいいなど、そのような思いであります。

この深日港整備は手探りでありますけれども、私は可能性があると思うので、ご理解を賜りたいと思っております。

○岡本重樹議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 田代町長の対策についての考えはわかりました。私も議会もできるだけ協力して再開に向けての思いで臨みたいと思いますが、行政の田代新町長の手腕で深日港の再開発に向けて邁進されますことを望みまして、私の一般質問を終わります。

以上であります。

○岡本重樹議長 ご苦労さまでした。

和田勝弘君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君の質問を許可します。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

今議会より議場に国旗が掲揚されております。日の丸については、過去における日本とアジアに多大な被害をもたらした侵略戦争の際、戦略行為に駆り立てる旗印として利用されたものであり、議場への掲揚に対し憤りを覚えるものであることを一言申し上げておきたいと思っております。

さて、国政では普天間基地の移設、撤去をめぐる激しい混乱が続いています。国会運営においては民主的な手続が踏みにじられ、短時間の審議と強行採決によって国民生活に影響を及ぼす法律が可決をされています。

昨年の総選挙で誕生した民主党を中心とする政権は、後期高齢者医療制度の廃止先送りに続いて、廃止を約束していた障害者自立支援法の延命と言える自立支援法一部改定案を当事者の意見も聞くことなく国会に提出、可決させ、障害者とその家族、関係者の願いに背を向ける態度をとっています。

地域主権改革一括法においては、地域主権の名のもとに福祉や教育における最低限の国の責任を放棄し、時代とともに水準を引き上げることが必要な保育所などの最低基準を都道府県に委任

するという無責任なものであります。国民が審判を下した小泉構造改革路線を継承し、さらに加速させるものであり、地方での社会保障に大きな影響を与えることは必至であります。

経済的にはリーマン・ショック後の景気低迷が続き、議論されている労働者派遣法は抜け穴だらけで労働者を守る保障にはならないことなどを考えると、厳しい経済情勢は今後も続くことが予想されます。そのもとで政府の政策が国民を守るものとなっていない以上、一番身近な地方自治体である岬町が住民を守るために体を張って奮闘しなければ、地域経済も住民の命と暮らしも守ることはできません。地方自治体の役割を發揮するよう初めに求めておきます。

今回は、新たな行財政改革について、教育行政について、消防の広域化についての3点にわたって質問します。簡潔明瞭な答弁を求めて質問を始めます。

まず初めに、新たな行財政改革について質問をいたします。

岬町では、第2次の集中改革プランの策定を目指して、今年度新たな行財政改革のプランが検討されることとなっています。第1次の集中改革プランは、2005年度から2009年度の5年間にわたり行財政改革の計画の策定を国から義務づけられ、住民生活にも及ぶさまざまなメニューが示されコストの削減が行われてきました。

今般、新たな行財政改革プランの策定に当たり、議会では特別委員会を設置し、住民的には行財政改革懇談会が組織されることとなり、これまで行われた第1次の集中改革プランの総括をもとに新たな行財政改革の方向性を模索することとなりました。

議会で特別委員会を設置する際、担当部局に住民サービスが低下しないのかと確認したところ、口頭ではありましたが、低下しないとお答えでしたので、特別委員会の設置には賛同したところではありますが、本当に住民サービスが低下しないのか、また本来は行政が責任を持って行うべき仕事を民間に任せてしまい、そのことで行く行くは住民サービスの低下を招くようなことにならないのか、大いなる懸念がぬぐえませんので、この場で質問をさせていただきます。

なお、行財政改革の策定については、今後特別委員会で調査、研究していく課題でありますので、個別・具体的な問題については委員会の場でと考えておりますが、改革全体にかかわる問題のみ質問させていただきます。

このプランの目標ですが、一つに財政健全化団体への転落を阻止すること、二つに必要とする住民サービスを計画的、安定的に提供できる財政基盤をつくることとされています。さらに具体的な目標として、経常収支比率の改善を図ることで4億円の財源を生み出し、その4億円のうち2.5億円は固定資産税の超過税率の引き下げ、1.5億円は経常収支比率を98%から95%に改善させるために使うという目標が掲げられています。この4億円の財源を生み出すのにどの

ような手法が用いられるのかを考えた場合、住民サービスの切り捨てが行われるのではないかと大いに懸念するものであります。

一般的に経常収支比率は低いほど弾力性があり、高いほど硬直的だと言われていますが、低ければ低いほどよいという単純なものではないはずです。それぞれの自治体が置かれている環境の中で独自に判断すべきもので、現在のように不況で税収がふえないもとの福祉サービスを維持、拡充させようとする、結果として経常収支比率が高くなるのはいたし方ありません。

岬町の場合は健康ふれあいセンター建設の借金などが重くのしかかっているわけですが、経常収支比率を下げるためには、経常的収入をふやすか、経常的経費を減らすしかありません。経常的収入というのは、住民税や地方交付税など毎年決まって町に入ってくるお金のことを指し、経常的経費は人件費や借金の返済などといったお金を指すわけです。

財政再建をどのようにして実現するかは、今後住民の皆さんも交えて具体的に議論されることとなっていますが、町としては、経常的収入をふやすことと経常的経費を減らすことの両面から検討する方策を考えておられることと思います。町としては具体的にどのようなことをお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○岡本重樹議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 ご質問いただきました新たな行財政改革計画につきまして回答させていただきます。

今回策定を予定しております第2次集中改革プランにつきましては、本町の厳しい財政状況に的確に対応し、財政再建団体への転落を阻止するとともに、限られた財源の中で住民が真に必要なとする行政サービスを計画的・安定的に提供できる財政基盤を構築することを目指しております。

また、このプランの具体的な財政効果額につきましては、固定資産税の超過税率の解消に必要な財源約2億5,000万円、財政構造の柔軟性を示す経常収支比率の改善に約1億5,000万円、合わせて4億円相当の経常経費の見直しを目標としているところでございます。

また、この効果額は、経常経費充当の一般財源及び本町の町税及び地方交付税などの経常一般財源のそれぞれ約1割に相当する額になります。この財政効果に係る目標額をどのような施策によって生み出すのかにつきましては、歳入歳出すべての項目を対象に点検を行うことといたしております。

まず歳入面におきましては、町税、国民健康保険料及び下水道使用料などの未収債権の回収による財源の確保に努めることとしており、現在特命対策課と担当課の間で滞納状況の整理及び個

別対応を要するものの名寄せ作業をほぼ終えておりまして、本格的な収納対策を開始することといたしております。

また、固定資産税の超過税率の見直しとあわせまして、各種の行政サービスを受ける住民に係る適切な住民負担につきましては、今、本町を取り巻く社会経済情勢を考慮しながら、また受益と負担の公平性を確保する観点からも、今後の受益者負担のあり方について検討を加えることといたしております。

次に歳出面では、従来型の一律削減型の改革から新たな岬町版の行政評価制度により、既存の事務事業の全般を住民の視点で点検し、既存の事務事業の無駄を洗い出す作業を行うこととしておりまして、これにより、住民が真に求める事務事業を選択し、限られた財源を集中させる行政経営型の改革に変更することとしております。

よって、この評価制度により点検されました事務事業は、より住民の皆様方の要望に的確に対応する行政サービスの内容となりまして、また、この行政サービスの提供方法につきましても、より効果的、効率的な内容によって行えるものと想定されるところでございます。

その一例といたしまして、本町が直営で行っております事務事業を民間委託した場合、行政と民間企業との間にコスト差が生まれる場合が多くあります。この民間委託に伴う経費削減効果を生かすことで、簡素な行政組織の構築や職員定数の適正化など、直接的な経費の削減による行財政のスリム化が可能になると考えておりまして、今後こうした内容によりまして行財政改革を推進することといたしております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま白井部長からご答弁いただきましたが、何点かについて再度質問をしたいと思います。

特命対策課を新しく組織して、そこを中心にして未収金の回収等に取りかかっていると、その段取りについては順調に進んでいるというような印象を受けましたけれども、そういったことは大いに精力的にやっていただきたいところでもありますけれども、それがうまくいかない場合、それを住民サービスの切り捨てや住民負担をふやす方向で解決されるというような選択は自治体のとるべきものではないというふうに考えるものであります。なぜなら、私は繰り返し申し上げておりますが、地方自治体とは住民の福祉の増進を図ることが基本的な役割であると考えているものであるためであります。

はじめに申し上げておきたいのは、経常収支比率の問題でありますけれども、より柔軟な方向

にしていきたいということが重ねて白井部長のほうからも言われたところではありますが、この不況のもとで、どこの自治体でも税収は減っており、従来から続けてきた住民サービスは削れないということで経常収支比率が高くなっているというのが実態であります。岬町だけが例外というわけでは決してありません。

参考までに申し上げますと、大阪府市町村ハンドブックによりますと、大阪府下の政令市を除く市町村の平均で、2006年度決算では96.1%、2007年度では98.5%、2008年度では97.4%と圧倒的多数の自治体で財政の硬直化が進んでおります。100%を超える自治体も決して珍しくはありません。

それぞれの自治体の抱える問題もあると思いますけれども、全国どこでも共通して国や都道府県の政策が背景にあるわけで、地方に対して公共投資の推進を促して借金をつくらせ、地方に配分する予算を削減してきたことが問題の根本であります。根本からの解決を図るには国の政策の転換が必要だと考えますし、地方独自でできる努力に限界があるということも承知の上であります。私が懸念するのは、新たな収入が見込めない場合に経常的収入をふやすために今後住民に不利益が及ぶのではないかという点であります。

先ほどの答弁で住民が真に必要なサービスという言葉が用いられましたが、今行政が行っている住民に対するサービスは、どれをとっても住民にとっては必要なサービスなのではないでしょうか。むしろこれまで必要なサービスを削りに削ってきたというのが実態で、今のサービスでは必要なサービスという要件を満たしていないというのが現状であると考えられるものであります。本来であれば住民サービスの拡充が必要であるにもかかわらず、今以上のサービスカットが行われるようなことがあってはなりません。

また、受益者負担という言葉も白井部長の答弁の中から言われたところでもありますけれども、受益者負担を振りかざして住民に新たな負担を押しつけるべきではありません。

かねてから、住民サービスの低下や住民負担をふやすことには反対してまいりましたが、この場で改めて町の姿勢を確認したいと思います。今以上の住民サービスのカットは行わないこと、また住民に対して新たな負担を求めないことを明言していただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○岡本重樹議長 ただいまの再質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 お答えいたします。

今回の第2次集中改革プランにおきまして進めようとしている内容につきましては、ご説明申

し上げたとおりでございます。特に懸念されておりますサービスの低下を招くのではないかと
いうことでございますけれども、これにつきましては先ほどご説明申し上げましたとおり、既存の
事務事業について、すべてを対象にして点検を行う。そして、その点検の視点につきましてはい
ろいろあるわけですが、今回特に予定しておりますのは、今、必要な事業として行ってお
りますけれども、もう一度その当該事業を町が担う必要があるのか、当該事業の内容や目的、対
象が本当に妥当性があるのか。また、この事業は公益的かつ効果的に実施されているのかなど、
ご質問がございました住民負担についても公平性が確保されているのか、そのような視点で再度
現行の既存の事務を見直しまして、必要なものについて点検を行った結果、最終的に限られた財
源を集中してそれらを実施するということでございますので、改革を行うことによって、サービ
スの低下ではなくて、より一層質の高いサービスが提供されると、そのような改革を目指してい
きたいと考えております。

当然そのときには住民負担の問題も出てまいります。住民負担につきましては、あくまでも受
益と負担の公平性の確保ということもでございます。そしてまた、この厳しい経済情勢がございま
す。特に岬町におきましては、他団体にはない固定資産税の超過税率を行っているということで、
ほかの自治体に比べまして、より重い住民負担をお願いしているところでございます。それらを
総合的に踏まえまして、どのような形で今後見直していけばいいのかという具体的な内容につき
ましては、今後、行革委員会等でご説明申し上げたいと思うんですけれども、あくまでも負担と
受益の公平性の確保という視点で今後は見直しを図りたいと。そのときには当然、社会の経済情
勢等を踏まえた上で適切に判断すると。そのような考え方で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいまの白井部長の答弁は、全般として非常に抽象的でわかりづらいものとい
うのが印象でありますけれども、それについては、今後この議論は今からまきに行っていくとい
う段階にあるということもありますけれども、それを差し引いたとしても、これ以上の住民負担
増やサービスカットを行わないということを決して明言されないというところからいって、私の
疑念はぬぐい去れるものではありません。

既存の事務事業の無駄を総点検するというをおっしゃられましたが、もちろん無駄につい
てはカットをしていただきたいと思います。しかしながら、その無駄を省くという口実で民間に
事業を委託するということについては慎重さが必要だというふうに考えるものでありまして、民
間委託の問題について一言申し上げておきたいと思います。

先ほど来申し上げているように、無駄を削るのは当然であります、安上がりであればいいというものではありません。大阪府などでも事務事業を民間委託しているという例もありますけれども、集金活動などに民間を導入するというので、借金取りまがいのことが起こっているというのを聞いております。

特に行政が担っている事業というのは、民間でできないからこそ行政が責任を持って行っているものが多数存在しております。民間はもうからなければ事業の継続はできませんが、もうからなくても住民の暮らしや子どもたちの健全な発達を支えるためならやるというのが行政ではないのでしょうか。そのために国や大阪府から、不十分だとはいえ、交付金や負担金を受けているわけです。民間と行政とでは事業を行う目的が全く違うというのに、行政が行っている仕事を平気で民間に任せられるのか。その点について、私は非常な疑念を感じておるところであります。

私は、決して民間の事業者を敵視しているというものではありませんけれども、もちろん民間の事業者で大変な中で非常に努力されているところもあります。それは知っておりますので、民間の事業者を一括して敵視するというものではありませんけれども、もうけを本位として行政サービスに参入してきた全国の事例とその経過や結末をこれまで見てきますと、行政サービスを安易に民間に渡すというわけにはいかないというものがたくさんあります。住民の暮らしを支えるサービスを、安いという理由で簡単に売り渡すわけにはいかないという強い思いを持っております。その点について、行政の考え方を聞きたいと思っております。

○岡本重樹議長 総括理事、白井保二君。

○白井総括理事 ご質問いただきました民間委託の問題につきましてご説明させていただきたいと思っております。

これまでも本町では、行財政改革の一環といたしまして、さまざまな業務を民間に委託してまいりました。この主な背景といたしましては、先ほども言いましたとおり、行政と民間企業との間のコスト差がございます。民間委託に伴う経費削減効果を生かすことで簡素な行政組織の構築や定員の適正化、また行政のスリム化が可能になるということで実施してまいりました。

しかし、この民間委託を円滑に推進する上には幾つかの課題があると認識しているところでございます。

その課題の一つといたしましては、ご質問のありましたとおり、行政サービスの質の維持と向上の問題かと考えております。民間委託による行政サービスの提供が住民に満足してもらうためには、民間に委託しましても、本町がサービス内容に責任を持ち、安定的なサービスの提供を図ることが必要であると考えております。また、サービスの質から見れば、常に利用者については

その向上を期待しているところでございます。また、民間委託によります個人データなどの情報管理の問題も、この質を維持する上で重要ではないかと考えておるところでございます。

民間委託につきましては、本来の民間委託と民営化という形で二つに分かれるのではないかと考えておまして、本来の民間委託といいますのは、町が行政責任を果たす上で必要な監督権を保留しつつ、その事務事業を民間やNPO法人などの団体、個人に委託することとしておまして、本町はこれまで多くの民間委託方式をとっておまして、今、導入中の指定管理者制度につきましても、これを一部改正した内容と認識しているところでございます。

一方、民営化でございますけれども、民営化とは、市場原理が的確に働く領域において民間のノウハウを活用することで、より多様なサービスが提供できたり、同じサービスを低コストで提供できるものについては民間にゆだねることを基本として、各種の事務事業を施設等も含めまして民間企業等に移譲するものでございます。

この民営化による場合でも、民間企業によって提供されますサービスの価格と品質が的確であるかを町は十分に監視、指導する必要があると考えております。しかし、余りにも町の干渉が過度になりますと、受託者である民間企業の経営努力を阻害することもありますので、その点につきましては留意いたしまして、今後進めてまいりたいと考えております。

今後、民営化の推進に当たりましては、町と民間企業との責任範囲を明確にする必要があると考えておまして、町の資産を貸与する場合や無償で譲渡する場合など民間企業等に対する支援を行う場合に限らず、町の関与が必要な場合にはその必要性を検討いたしまして、可能な限り、協定書等の締結によりまして双方の責任の範囲を明確にすることによりまして民営化を進めてまいりたいと考えております。

こうした内容を踏まえまして、行政改革の一環として民間委託については引き続き推進したいと考えております。

以上でございます。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 民間委託については、私の考えは先ほど申し上げたとおりでありますので、また個別・具体的な事案が出てきた場合、特別委員会等で議論していきたいと思うものでありますけれども、慎重な議論をしていただきたいというふうに思います。

白井部長の口から質の向上ということが言われましたけれども、確かに民間には民間のいろいろなノウハウがありますので、そういう意味では行政と違ったサービスということもあり得ると思いますけれども、質の向上については、行政であっても民間であっても努力すれば可能なもの

であるというふうに考えます。ですので、民間に任せておけば安く質のいいものが提供できるという簡単な結論には至るべきでないというふうに考えるものであります。

それから、真に必要とするサービスという問題について、もう少し申し上げておきたいと思えますけれども、私は先ほど、これまで必要なサービスと、これまであったサービスを削りに削ってきたやないかということをお願いしましたがけれども、私は議員になってまだ4年半ぐらいしかたちませんが、その間を考えただけでも福祉見舞金などの給付金が廃止されたり、高齢者の配食サービスや紙おむつの支給、住宅改修などで廃止や縮減がもたらされたり、また幼稚園の入園料と授業料、保育所の保育料の値上げ、学校給食費や教育関連施設の使用料の値上げなど、次から次へと挙げれば切りがないほどサービスが削られ、住民負担がふやされているというのが実態であります。

ですので、これ以上、住民サービスを削ったり住民負担を新たに求めるということがないようにはしていただきたい。そのことが地方自治体の本旨であるということを改めてこの場で申し上げておきたいと思えます。

これから議論する改革プランですけれども、入り口は財政の健全化と美しい名前でありますけれども、出口は住民サービスの切り捨て、住民負担増というふうにならないように強く求めておきたいと思えます。

今までの新たな行財政の改革についての質問は、この場では以上にとどめておきたいと思えます。

続きまして、消防の広域化について質問をいたします。

2006年度、消防組織法の一部改定が行われ、当時の政府は市町村に対して消防の広域化の方針を示しました。関係市町村で広域化に関する協議会を設置し、2012年度末までに消防を広域化するよう促しています。

岬町でも、和泉市以南の7市4町での消防の広域化を進めるための話し合いの場につこうとしているところであります。消防については阪南市と岬町とで消防組合をつくって運営しておりますので、この場では行政としてはお答えいただきにくい部分もあるかと思いますが、市町村には市町村の責任があり、消防組織法でも市町村は当該市町村の区域における消防を十分果たすべき責任を有すると明記されておりますので、岬町の消防に責任を持つ立場からお答えいただくよう求めておきます。

消防というのは市町村の自治体消防が原則であり、広域化を進めるに当たっては、各自自治体の議会はもちろん消防団や住民の間での慎重な議論と合意が必要であります。それについてはまだ

これからの課題でありますので、今回は消防の広域化を議論するに当たって懸念される点についてお聞きしたいと思います。

まず1点目に、消防体制の基盤が強化されるのかどうかという点であります。

先日いただいた大阪府泉州ブロック広域会のイメージによりますと、消防設備や特殊車両の重複投資を回避することができることとされ、二つの地域にそれぞれ一つずつあった特殊車両などを地域を一つにすることで一つに減らせるということがイラスト入りで示されていました。守備範囲は広がって人口もふえるのに守るための道具が減るというのでは、万が一というときに住民の安全を守ることはできません。

そもそも特殊車両などの配置は、消防力の整備指針で人口や地域事情によって定められており、住民の生命、身体、財産を守る責任を果たすための最低限の設備であります。消防力の整備指針では、市町村消防の最小限の施設と人員について定めた消防力の基準というものがもともとあったものでありますが、それが全面的に改定されたものでありまして、この改定されたときに最小限の基準というものが目標とすべき消防力の整備水準という文言と変えられてしまいました。

2000年に既に改定によって低い水準に変えられた上に、今回の広域化でさらに消防力がお粗末なものにされるのではないかと懸念するものであります。広域化によって消防体制の基盤、消防力が強化されるのかどうかという点について、お答えをいただきたいと思います。

○岡本重樹議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の質問でございますが、消防の広域化によって住民の生命、財産を守る役割が低下しないのかという中で、消防の体制の強化になるのかということでございますが、その経過についてはるる中原議員から指針等の話もございましたが、改めてご質問の経過も含めまして若干補足したいというように思います。

まず、消防の広域化の必要性でございますが、議員もご承知のとおり、消防は火災、地震などの災害から住民の生命、財産を守り、住民の皆様方が安心して暮らせるために大切な役割を担っております。しかし近年、大きな地震の発生や大規模テロ対策に消防がより大きく強力な体制づくりが必要とされ、中原議員からもお話がございましたように、平成18年6月に消防組織法が改正されまして、全国的に広域化に向けて取り組んでいる状況でございます。

そういう中で、大阪府においては大阪府広域化推進計画に基づき、現在府下を4ブロックに分け、本町では泉州ブロック、構成7市4町でございますが、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町、管轄人口87万人規模で、各

市町の消防長で構成いたします泉州ブロック消防広域化検討会を設置しまして現状と課題を抽出し、その検証を行い、先般、検討報告書がまとめられたところでございます。

そのまとめられた報告書の概要が先般4月の27日にその概要を全員協議会において報告させていただきました内容でございます。今後その検討書をもって管理者であります阪南市長、副管理者であります岬町長の判断をいただきまして、今後関係団体と構成する協議会等を設置し、検討していく手順になるかと思えます。

そういう中で、先ほど具体的な消防指針等々の状況については、岬町と阪南市で組織する阪南岬消防組合に消防議会というものがございますので、そこで具体的な指針の充実に向けて協議されるものと考えております。行政としては、今後その充実に向けて財政、企画等とともに、さらに参画して協議に乗っていきたいと考えています。

以上です。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま消防力が強化されるのかどうかという点についてお聞きをしたところであります。今の答弁の最後の部分で、行政として消防力の充実に向けて参画していききたいと、あいまいなような感じもしますけれども、積極的ともとれるようなご答弁をいただいたところありますので、この消防力の強化が約束されるのかということについては、今後その点にもよく注意をしていただいて議論をしていただきたいということを申し上げるにとどめたいと思えますけれども、実際にこの広域化は以前から全国で進められていますので、一部実態が明らかになっているものがあります。

その中では、例えば愛知県なんかのある消防局では、広域化前と比べて412人から402人に10人も消防職員が減らされていると、広域化によって消防力が実際に低下したという例もありますので、同じことが起こらないように、広域化に当たってはよく吟味していただきたいというふうに思います。

また、現在の消防力でありますけれども、毎年、阪南岬消防組合消防本部のほうからこういった消防年報をいただくものであります。議会事務局長の辻下局長にお取り寄せいただきましたけれども、この中に、整備指針に基づく阪南岬消防組合の消防力について示されているところがあります。指揮車という、現場において指示を出したり指揮をする車両のことですけれども、これは残念ながら充足率は満たされておりませんが、それ以外の車両につきましては充足率が100%となっていることが示されています。

しかしながら、人員については一昨年度の年報で充足率が64.3%という結果となっております

まして、人員不足は明らかであります。この人員では、恐らく実際の消防車の運用などでも必要な人員が乗車できないことになっているのではないかと不安に感じるものであります。広域化されることで、整備指針から見ても不足している人員や車両等はさらに足りなくなる事態になるようなことのないように、よく議論をしていただきたいと思います。

さらに2点目に、広域化によって実際に被害の軽減に役立つのかという点でも疑念が生じます。火災による被害は全焼、半焼、部分焼、ぼやと4分類されておりますが、標準的な住宅が全焼または半焼となった場合には、修復が困難なため建て直されることとなります。しかし、部分焼、これは全体の20%以下ですけれども、部分焼やぼやの場合は修復が可能なため、市街地で住宅から出火した場合、部分焼以内の被害にとどめることを目的として消防署所の配置が定められているところであります。

また、部分焼以内の被害にとどめるためには、発生から消火活動開始までの許容時間は5～6分だと言われております。そのために、5～6分以内に放水活動が行われるように、消防署所はおおむね任意の地点から1.4キロメートル以内に配置するということが定められているわけです。

町の担当部局の説明によると、広域化によって消防隊の現場到着時間が短縮できるとのこともありました。被害を最小限に食い止めるためには、より近い場所からの出動が必要です。遠いところからたくさんの消防隊が駆けつけたとしても、物理的な距離の制約を乗り越えることはできないでしょう。火災の発生から20分や30分たった後に遠方の消防署からたくさんの消防車が駆けつけても、被害の軽減には役立ちません。さらに、遠くから駆けつけるということは地理に不案内ですから、余計に現場への到着がおくれることは予想されます。

広域化によって市と町の境界がなくなることをメリットとして挙げられていますが、既に隣接する市と町の連携はとれているはずであります。先ほども答弁の中で、テロ対策などでより大きな体制での対応が必要となるということも述べられておりましたけれども、消防組織法第39条に基づいて、市や町の境界付近で火災等が発生した場合の相互応援体制は整えられておりますし、大阪府内や全国からの支援体制も既に確立をされています。今求められているのは地域の消防力の強化ではないのでしょうか。今なぜ消防を広域化しようとするのか、私には理解に苦しむと言わざるを得ないところであります。

今申し上げてきた広域化によって被害の軽減に実際に役立つのかという点について、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員の再質問でございますが、当然、ご質問の住民の皆様へのサービスの低

下について特に検討されておられるのかという中で、基本的に国においては期待するメリットとして住民サービスの向上を掲げており、現状の体制を低下することなく取り組むものというようにしております。

また、ブロック別の検討会での広域化の効果としても、初動体制、増援体制の充実強化による住民サービスの提供の向上、現場専門員の増員による住民サービスの向上、重複投資経費の回避等による、より少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供という検討結果としてまとめられておるところでございます。

そういう中で、先ほど87万人規模という話もございましたが、我が町長としましては先般、阪南岬との報告会の場においても、やはり80万人ではちょっと規模が多過ぎないかということで、大体規模としては30万人規模が一番好ましいのではないかということで、今後その運用方法については、先ほども申しましたように協議会を立ち上げるなりして、その辺の検討をさらに進めようというのがこれからの課題、問題でございまして、その課題、問題を詰めてよりよい住民のサービス、安全に努めていこうというものでございます。その点ご理解願いたいと思います。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今ご答弁の中で、国は住民サービスの提供をきちんと行うようにということとは言うておりますしということでありました。確かに、私も国が示したいろんな法律を見せていただいている限りでは、さまざまな指針などが示されておりますけれども、その中には決して住民サービスを削ってでも安上がりになるようにしろというようなことは書いていないわけですね。ですけれども、それが本当に何か起こったときの住民の安心に役立つのかという点を具体的に考えていった場合に非常に不安を感じるものでありまして、今回質問させていただいているわけであります。

国はそういう指令を出します。住民サービスをきちんと維持しなさい、守りなさいということ言うわけですが、それが地方においては困難になってくる場合もありますので、そういう指令が絵にかいたもちにならないように努力をしていただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁で80万人規模では大き過ぎるのではないかなというようなご発言がありました。国のほうでは基本を30万人規模ということで示しておりますので、その点についても慎重な議論が必要であるというふうに考えるものでありますけれども、私は30万人規模でも岬町から考えると非常に大きな規模でありまして、消防という本来の役割を果たすには、やはりそれぞれの自治体で責任を持つ体制が一番必要とされるものではないかというふうに考えるものであります。

引き続きまして、消防の問題でもう1点お聞きしておきたいと思います。

地域の消防の体制はどうなるのかという点についても不安を感じるどころであります。自治体消防については、常備消防である消防署と非常備消防である消防団から編成されており、消防署、消防団ともに地域住民を災害から守るために頭の下がるようなご苦勞をいただいているところがあります。

とりわけ消防団の皆さんは地域の事情に精通をしておられ、災害発生時には地域の消防、防災のかなめとして機能しているところでもあります。ところが、広域化の対象となるのは消防署所のみであり、消防団は対象とならないために、地域の消防署所と消防団が分断されてしまいかねません。

危機管理で最も重要なのは統一した指揮であり、消防署と消防団の分断があっては重大な損失を招きかねません。本来ならば、消防署と消防団のさらに緊密な連携を図ることが求められているというのに、この点でもなぜ広域化を進めようとするのか、大きな疑問符をつけざるを得ません。

地域の消防の体制について、消防署所と消防団との連携について、不安に感じるものでありますけれども、この点についてどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思います。

○岡本重樹議長 総務部長、中口守可君。

○中口総務部長 中原議員のご質問でございますが、消防団においては今現在、府下消防団が消防署に所属されているという地域もございますが、幸いにして岬町の場合、また阪南市の場合、消防団においてはそれぞれの地域に根差した住民安全活動のボランティア団体として所属しております。この消防団については各地域においてきめ細かな消防・防災活動を実施する特性上、広域化は今回行いません。

ただし、消防本部が広域化なされた場合は、災害時での対応として、今現在もそうですけれども、消防本部と消防団の連携が当然必要不可欠であるため、それぞれの市町村間で、今までどおり強化に努めるということは必要であるというように認識しておるところでございます。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 時間がなくなってきましたので、この消防の問題についてはここまでとしたいと思いますけれども、今の答弁であったとおり、地域の消防の体制、常備消防と非常備消防の連携が分断されることのないように、そのことも含めて慎重に審議していただきたいと思います。

この問題については、市町村の消防の広域化に関する基本指針の中でも、広域化は市町村、住民、消防関係者等の理解を深めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得な

がら推進していくように努めることと示されておりますので、幅広い住民や消防団、消防職員の皆さん、また防災・医療関係者などが参画して内容を吟味し、住民の安全を守る視点から、メリットとデメリットを総合的かつ自主的に判断ができるように体制を整えていただきたいと思います。間違っても広域化ありきの議論は行わないようにということを強く求めておきたいと思ます。

先ほど来申し上げているとおり、不足している消防力の充足こそが地域の消防に求められていると考えているものでありますけれども、今回の消防の広域化に対する自主的な判断が求められるこの時期をいい契機として地域の消防を総点検し、災害に強い地域づくりを住民とともにつくっていくという新たなスタートにするように求めて、消防の広域化についての質問は終わります。

最後に、残りわずかでありますけれども、教育行政について質問しておきたいと思ます。あれこれ申し上げる時間がなくなってしまうかもしれませんが、割愛しつつ質問をしたいと思ます。

各学校には図書室と呼んでいる施設がありまして、これは学校図書館法に基づいて設置されているものであります。この学校図書館に専任の司書の配置が必要であるというふうに考えるのが私の立場でありますけれども、そのことについて町の考えはいかがか、お聞きしたいと思ます。

○岡本重樹議長 教育次長、古谷 清君。

○古谷教育次長 答えいたします。

ご質問の中にもありましたように、まず学校図書館法という法律がございまして、まず学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であること、その他その設置義務、また司書教諭を置かなければならないこと、また設置者には、学校図書館を整備し充実を図ることについての努力義務などが規定されているところでございます。

岬町の現状といたしまして、この学校図書館法の規定を踏まえまして、司書教諭の配置などにつきましては法の規定を満たしているところでございます。しかしながら、その整備と充実につきまして理想的とはいえない面がございます。

ご質問の専任の司書の配置ということにつきましては、岬中学校の学校図書館でございますけれども、いわゆるラーニングセンターと呼んでおりますが、そちらには町独自の施策といたしまして臨時職員を雇用し、配置しておるところでございます。しかし、小学校におきましては実現していないというのが現状でございます。

今後、町の危機的な財政状況という厳しい環境を踏まえながらも、達成を図りたい課題の一つであると考えております。

○岡本重樹議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 もう時間ですので終わりにしますが、ただいまご答弁あったとおりでありまして、法の規定は満たしているが、実態は理想的とは言えないということが言われましたけれども、私も共感するところであります。

小学校の図書室、学校図書館等を見せていただきましたけれども、先生方は図書係という先生はいるんですけれども、専任ではないために、図書館の運営についての業務にはなかなか十分に時間を割けないというのが実態でありました。また、学校図書予算ももっとふやしてほしいとか、あとは学校によりますと、設備についても子どもたちがゆつくりと図書を楽しむというような環境に決していないところも見受けられました。

ですので、こういった点も考えて、予算を十分に今後措置していくことも含めて専任の司書の配置を早期に実現されることを改めて求めて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○岡本重樹議長 以上で、中原 晶君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○岡本重樹議長 異議なしと認めます。

暫時休憩することに決定しました。

休憩時間は10分間といたします。11時35分再開ということで、よろしく願いをいたします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時35分 再開)

○岡本重樹議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、川端啓子君の質問を許可します。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。通告どおり一問一答方式でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、子育て支援、赤ちゃんの駅(授乳室)の設置及び外出支援策についてですが、子育て中のお母さんが外出する際、特に乳児を連れての外出は、おむつ交換や授乳を考えたときに外出をちゅうちょすると聞きます。町内で行われる行事に積極的に参加していただくためにも行政としての配慮が必要と思います。

各地の自治体においても、赤ちゃんを連れた親の外出支援策として公共施設に授乳室を設置する支援策がなされております。さらに進んでいるところでは、民間施設へ補助金を出して授乳室の設置を促している自治体もあります。また、乳児を伴ってのお出かけマップを配布するなどして、外出がしやすいよう工夫もされております。

核家族化が進む中、子育てに関してあらゆる支援が必要と思いますが、当町の見解をお尋ねします。

次に、乳幼児通院医療費助成制度の拡充についてですが、3月の会派代表質問でさせていただいたのですが、住民さんからの要望が強いので再度質問させていただきます。

乳幼児の医療費助成制度は各自治体によって差があり、通院医療費助成制度については府下43市町村で半数以上が就学前まで拡充されております。特に町村10団体においては、忠岡町が本年4月より就学前まで拡充されたので、就学前ができていないのは岬町だけとなりました。

乳幼児を抱えているご家庭においては、いつ何が起こるか予想できないので、この助成制度は大変ありがたいとの声があります。忠岡町が就学前までの拡充がなされたことで、住民さんからは岬町はどうなっているんやとの声があります。3月議会で町長も財源の中身を精査しながら、できるだけ住民の方の期待にこたえていきたいと答弁されております。どのような計画を立てられているのか、明確な答弁をお願いします。よろしくお願いします。

○岡本重樹議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員の子育て支援についての2点の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の授乳室の設置及び外出支援策についてであります。

本町の公共施設においては、専用の授乳室が現在設置されていないというのは現実であります。ただ、各公共施設において専用の授乳室を設置することはスペースの問題で困難でありますけれども、対策としまして、併用になります。安心して授乳やおむつ交換などができる部屋やスペースを確保したいというふうに考えています。

一つの事例として、本庁舎においては、授乳等が必要な場合にフロアマネジャーの案内によりまして、1階の守衛室等を一時的に授乳室として使用してまいりたいというふうに考えております。

また、淡輪公民館においては使用していない空き部屋を、文化センター、青少年センターでは1階のプレイルーム等を利用し、保健センターにおきましては診療室や保健室を、健康ふれあいセンターにおいては和室の1を授乳室として使用してまいりたいと考えているところであります。

次に、子育て世代の外出支援策につきましては、岬町におきましては子育てをする世代に対応した応援マガジン「みさピヨ」という名称ですけれども、これをことしの3月に作成をし、加除方式で子育てに関する多種多様な情報を提供しているところでもあります。外出するときには、これを活用していただければと考えています。

先ほどの公共施設の授乳室として、併用ではありますけれども使用可能な施設の一覧表も追加ページとして今後加えてまいりたいというふうに考えています。

なお、子育て応援マガジン「みさピヨ」は既に公立保育所、幼稚園へは配布をしており、今後も転入者の方々には手当や医療証の交付の際に子育て支援課窓口で配布していくとともに、子育て支援センター、保健センターにも常備設置しておりますので、ご利用いただきたいというふうに考えています。

2点目の乳幼児医療費助成制度の拡充についてであります。

乳幼児医療費助成制度につきましては、乳幼児を抱える家庭に対して医療費の一部を助成することによって、病気やけがなどの必要とする医療を容易に受けることができるようにしたもので、医療保険に加入されている方が全員対象となっております。

現在の制度としましては、入院医療費については就学前児童まで、また通院医療費についてはゼロ歳児から4歳に達する日の属する月の末日まで、つまり3歳11カ月までですかね、という児童を対象にしております。また、これに伴いまして大阪府の補助制度もありまして、入院医療費については就学前児童まで、通院医療費につきましては岬町の制度よりも1歳下の児童を補助対象としているところでもあります。

議員ご質問の通院医療費の対象年齢引き上げにつきましては、ことしの3月末に策定しました次世代育成行動支援後期5カ年計画の中でも拡充する事業の一つとして、この乳幼児医療費の助成制度の事業を位置づけているところでもありますし、3月議会での町長答弁にもありますように、今後の岬町の子育て支援の重要な事業として認識しており、就学前までの対象年齢の拡大の実施時期については今後前向きに検討してまいりたいと考えているところでもあります。

以上であります。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

この授乳室の外出支援策についてはスムーズにいくように、それとまた周知のほうもしっかりやっていただきたいと思います。

あと、この乳幼児通院医療費助成制度の拡充ですけれども、近隣だったら田尻町がたしか小学

校3年生までできていると思いますので、岬町の拡充も本当に就学前まででいいのかとなると、やはり少しでも拡充できていったらいいと思います。

ただ、町村10団体の中で忠岡町が本年4月より就学前まで実施できるようになったということで、岬町が、おくらしているという声がありますので、まずは、就学前までできるようにして岬町もいつから実施できるんですよというふうに聞かれたときには言ってあげたいと思いますけれど、町長、どうでしょうか。

○岡本重樹議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 川端議員のおっしゃるとおりで、唯一岬町だけが就学前まで通院医療の助成制度ができていないということについては、住民の皆さん方に申しわけないと、このように思っております。

今、部長のほうからいろいろと申し上げましたとおり、今後、岬町の子育て支援の重要な事業でございますので、3月の定例会でもご質問いただいたとおりでございます。検討した結果、非常に財政難で難しい状況にありますけれども、精いっぱい努力をいたしまして、大体年間500万円程度の助成金が要るかなというふうに思っております。そういった意味においては、来年4月から実施をしたいとこのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

そしたら、それこそ住民さんから聞かれたら、町長が頑張ってくれて、来年4月からは岬町も就学前までいけますよというふうに言ってあげていいですか。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

次に、高齢者支援についてですが、ひとり暮らしの高齢者の日常サポート施策についてですが、介護保険の認定まではいかないけれど、季節ごとの冷暖房道具の入れかえなどができなくて困っているとの声を聞きます。ちょっとした日常的なことでサポートしてもらえればとの声があります。

枚方市では、介護保険自立の方で市が支援が必要と認めた方を対象に、洗濯、掃除、買い物を1回60分、週2回を限度に低料金で支援しております。高齢化率府下第1位の当町にあって、非常に大事な施策と思いますが、当町の見解をお尋ねします。

次に、水道料金の減免制度についてですが、泉佐野市は65歳以上の人は水道料金が要らないと言っているけれど、岬町はどうなっているのとの問い合わせがありました。調べてみたら、泉

佐野市は10立米まで65歳以上の方は無料とのことで、本当にこの施策というのは年金暮らしの方にとっては、もう本当に始末してわずかな水道料金の支出であっても、非常に年金暮らしの方には生活に支障を来します。当町は本当に高齢化率が高いということもありますので、高齢者支援として水道料金の減免制度を導入できないもののでしょうか、当町の見解をお尋ねします。

以上です。

○岡本重樹議長 住民福祉部長、芦田貴志雄君。

○芦田住民福祉部長 川端議員の高齢者支援の2点の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のひとり暮らしの高齢者の日常サポート施策についてであります。

本町における高齢化の状況をまず報告しておきたいと思います。ことしの4月1日現在で高齢化率、65歳以上の人口比率は、全人口のうちの28.7%、5,235人を占めているところであります。第4期の岬町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を平成21年の3月末に策定したところでありますけれども、この中で高齢者の人口推計をやっておりまして、平成24年には高齢化率が30%を超えるのではないかというふうに見込まれております。

このような状況から、介護保険制度の対象とはならない高齢者も当然増加するであろうと考えられますけれども、介護保険を利用しようとされない高齢者の方々の実態は、今、ホームヘルプサービスを必要とされる高齢者世帯の有無を含めて、岬町としてはまだ把握をしていない現状であります。

川端議員が説明の中で述べられました枚方市の在宅生活支援事業は、事業をNPO法人に委託をして、介護認定非該当のひとり暮らしの高齢者を対象にしまして1週間2時間を上限として掃除、洗濯、買い物等を1時間当たりの費用のうち9割を市が負担をし、利用者は1割の160円の自己負担として実施するものと、介護認定を受けて要支援あるいは要介護の認定を受けた方で介護保険のサービス対象とならない業務、例えば換気扇の掃除や部屋の模様替え、衣がえ等の家事サービスですけれども、これについても同様の1割負担で行えるという制度であります。

しかし、岬町の場合は、介護認定非該当者数は昨年度で延べ21件であり、そのすべてを対象としても対象者数は少なく、NPO等のボランティア活動を維持できるほどの利用はまだ見込まれません。

また、事業の実施につきましては、枚方方式を採用するならば、町の単独の事業費として経費の9割を町が負担しなければならないということでありまして、事業の導入は尚早と判断しているところであります。

なお、草刈りや家庭内でのさまざまな細かい作業につきましては、任意の自主的な団体であり

ますけれども、ことし3月にNPO法人から一般社団法人化されましたみさきシルバー人材事業団を町としてご紹介をしているところであります。

町としましては、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って自立した生活を送れるような社会づくりを目指しまして、一般高齢者施策としては、緊急通報体制整備事業、寝具類洗濯乾燥サービス事業、電磁調理器具等の日常生活用具給付事業あるいは福祉電話貸与事業、紙おむつ支給・介護用品支給事業等の高齢者の日常生活のサポート事業を実施しているところであり、また平成18年度に設立した地域包括支援センターでの相談体制の強化を図ってきているところであります。

この地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために総合福祉相談を実施しており、地域の皆さんと助け合いながら、独居高齢者を含めた高齢福祉の推進に日々努めています。もちろん窓口対応だけではなくて、地域のサロン活動にも積極的に出向き、介護予防事業はもとより、直接高齢者に接してさまざまな相談にも応じております。

特に認知症の方へのサポーター養成に現在力を入れておりまして、認知症の方とその家族の方を地域で見守り支え合うという地域福祉のまちづくりを進めているところであり、今後も地域の人々の輪で支え合いのシステムをつくっていききたいというふうに考えているところであります。

次に、高齢者の水道料金減免制度の件であります。

このことにつきましては、水道企業会計と一般会計それぞれの考え方がありますがけれども、相互に関連しますので、水道企業会計の考え方もあわせて私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、近隣の減免制度の状況でありますけれども、先ほど紹介されました泉佐野市のほかに貝塚市が高齢者や障害者への福祉減免を実施しています。

泉佐野市においては、年齢が65歳以上で独居であることや所得制限を設け、基本料金等あるいは10トン未満を免除しており、減免に係る費用を受益者負担が原則の水道企業会計に対しては一般会計から補てんをして実施されているところであります。しかし、泉佐野市もご承知のとおり財政難でありまして、これが補てんをされなくなった状況でありまして、泉佐野市の水道企業会計としても今年度見直しを検討しているというふうに聞き及んでおります。

議員ご承知のとおり、岬町の水道料金は大阪府内でも非常に高い料金体系となっております。この要因につきましては、地形的に各家庭に給水するためのポンプ施設や配水池を他市町村よりも多く必要とし、この維持管理経費も多く発生すること、さらに未給水区域をなくすための設備投資が、その収益の割には減価償却などの費用が増大して投資効率が悪いことが挙げられます。

さらに、近年大口需要者の撤退、人口減少や節水家電の普及等により使用水量が減少することにより、施設の稼働率も悪化傾向にあります。

このような中で、水道企業会計としましては課の統合や係の統合により人件費の削減に取り組むとともに、未収金の回収に努めてきたところであります。しかしながら、水道企業会計の平成20年度の累積赤字額が約3,500万円に上っており、平成21年度におきましても単年度で赤字になることから、さらなるコスト縮減が求められています。

また、受益者負担の基本的な考え方は、行政サービスを利用することによって利益を受ける特定の方に、この受益の範囲内で、サービスの対価として使用料や手数料などを負担していただくことを考え方の基本としています。そのため、利用する方と利用しない方との間に不公平が生じないよう、このコストをだれがどの程度負担するかについても明確にして受益と負担の公平性を確保する必要があると考えています。

このため、水道企業会計が独自に福祉減免を行い、その負担をその他の水道利用者に求めるのは、水道企業会計の現状から説明責任上困難であるというふうに考えているところであります。

次に、当該減免に要した費用を一般会計からの繰り入れ、補てんで行うということにつきましては、現在の岬町が一層の行財政改革に取り組み、財政の再建を目指すべき重要な時期であり、実施は困難というふうに見込まれます。

以上のことから、減免制度の創設による社会的に弱い弱者の方々への福祉的な配慮との思いは共有できますけれども、今後の一層の高齢化率の上昇、本町の厳しい財政状況、そして水道企業会計としての受益者負担の原則の観点、水道企業会計自体の財政状況から、現実的に実施可能な施策としては慎重な取り扱いが必要というふうに考えております。

以上であります。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 一つ、高齢者の日常サポート施策なんですけれども、きのうもお一人で暮らしている方のところへちょっといろいろお話を聞きに行ってきました。そしたら、やっぱり何とか日常的には頑張っているから、定期的にヘルパーさんに来てもらうということは要らないけれども、そういう突発的なこととか、いろんな四季折々の出し入れのときとかそういうときには何か応援してほしいなど、そして、いつまでもこの家で何とか頑張って暮らしていきたいなという80近い方の声でした。

先ほど、そうしたときには草引きでもNPO法人に頼めるようにと言われていたけれども、やはり費用がかさむということでなかなか頼みづらいという声も、またほかの方からもありました

ので、これから、今先ほども言われました、平成24年には30%を超えるということと言われましたので、岬町、できるだけ皆さんがおうちで生き生き暮らして下さったら財政で考えても助かると思いますので、その辺の支援を今ある支援策から、さらにもっともっと皆さんができるというところの声を聞き届けているような支援策を考えてほしいなと思いますので、それは要望としておきます。

それとあと水道料金の減免制度も、なかなか先ほども水道の部長に聞いたら、この4月から府営水道が値下げしているの、よその自治体においてはそのことを黒字の自治体やったら皆さんに還元できるけれども、岬町はやっぱり赤字やから厳しいというふうにも言っていましたけれども、またもっと値下げが何年か先にでもなってきたときには、この高齢者、弱者の方へ何とかできるようにまた考えてあげてほしいなと思いますので、これも要望ということにしておきます。

次に、道の駅の充実についてですが、とっとパーク小島の釣り公園が大盛況で本当にうれしい限りです。また、昨年3月に道の駅がオープンしたことで、釣りを楽しまない方もたくさん訪れると聞いております。ただ、皆さん道の駅に対するイメージ、期待が大きいせいか、行かれた方から物足りなさを感じてもう少し充実できないのかとの要望があります。また、他市に住む方からも、加太の観光地に行くとき立ち寄ったけど愛想なかったなというような声もあります。

道の駅をさらに充実させることでまちの活性化に大きく寄与できると思いますが、当町の見解をお尋ねします。

○岡本重樹議長 都市整備部長、松永英三君。

○松永都市整備部長 道の駅の充実についてお答えいたします。

とっとパーク小島では、海釣り公園と休憩施設を併設した道の駅として、先ほど議員お示しのとおり3月にオープンいたしまして、女性やお子さんにも快適に安心して釣りが楽しんでいただけるスポットとして年間6万人以上の来園者があり、開園以来にぎわい、地域の活性化に貢献しているところでございます。

とっとパーク小島では、物販の販売を充実するために昨年開園時に新聞折込みやチラシ等で販売者の一般公募を行いました。問い合わせはありましたが、出店には至りませんでした。その後、指定管理者が個々の事業者と交渉いたしまして、現在は地元の魚介類、それと西田農園さんのシイタケとかキウイ、それから工房みさきのパン、大阪府漁連の加工品など一定の品物は販売を行っているところでございますが、また指定管理者により一般の利用者のために歌碑を建立しまして、新たな観光スポットとして集客を図る努力をいたしております。

しかし、とっとパーク小島は海釣りに特化した道の駅として日本で唯一でございますが、そう

いう海釣りに特化した道の駅として開園していますことから、一般の道の駅と比較いたしまして、物販施設の内容につきましても釣り具が大部分を占めている状況となっているところでございます。

このことから、議員お示しのとおり、一般の来園者にとっては物販や休憩する場所等に関して要望が寄せられていると聞き及んでいるところでございます。これらの要望の施設を充実するとすると、財源も含めたいろいろな課題がございます。これらを慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

今後は議員お示しのとおり、釣り客だけでなく一般の来園者も満足していただける道の駅を目指しまして、指定管理者と連携をとりながら機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 最後に町長の将来構想について、今、岬町の中で一番にぎわっているというか、よそから来て集客のあるところといたら、このとっとパーク小島の釣り公園かと私は思うんですけども、ここを何とか本町の活性化につながる観光拠点にしていく。また、その先に加太までのトンネルができたことで、岬町が終着ではなくて、通過の地点にあるということ、こういう一つのいいものをどういうふうに岬町の活性につなげていくのか、町長の将来的な展望を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○岡本重樹議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

とっとパークの中の経営等については、指定管理者である小島の会社のほうへお任せしていますので、その中身について触れることはいささかどうかという感じがいたします。ただ、議員ご指摘のとおり、もう少し町外の方がおいでになって休憩したり、物産店でにぎわうようにしたらどうだということについては、私もそのように感じておることは事実です。

岬町といえば、みさき公園がシンボルマークでありますけれども、今はみさき公園プラス小島のとっとパークがシンボルマークとなり、拠点になってきているかという感じもしております。そのために道の駅も設置されましたが、先ほど部長のほうから説明のあったように財源的な問題もありますけれども、来場者が多くて、なかなかそういった販売店を設置して、町外者に対する対応のにぎわいというのは難しいかと思っておりますけれども、私が考えておりますのは、昨年だったと思うんですけども、10万人達成ということで、とっとパーク小島に鳥羽一郎さんの記念碑、大阪湾という歌碑が設置されましたので、片や和歌山のほうでは、もう昔から雑賀町に古都清乃さんの和歌山ブルースの歌碑が設置されているように聞いております。

そういったところと、これからのコミュニケーションづくりをやって、歌を通じて、歌碑を通じて、さらに町外の方が岬町に訪れていただくように、そして町の物産の販売については、今後、指定管理者等とも十分意見交換をしながら、いかに来場者に対して喜びというものを味わっていただくかということを検討したいと思っております。

以上です。

○岡本重樹議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。本当に頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

質問は以上です。ありがとうございました。

○岡本重樹議長 以上で、川端啓子君の質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終わります。

○岡本重樹議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす6月2日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦勞さまでございました。

(午後0時06分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成22年6月1日

岬町議会

議 長 岡 本 重 樹

議 員 竹 内 邦 博

議 員 川 端 啓 子